## 仙台市市税条例の一部を改正する条例(案)

規定により提出します。 標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の

平成十八年十一月三十日

提 出 者

議 員

福 島

> か ず

え

花 嵯 峨 木

則

彰

IJ

正 木 満

之

サ

ダ

子

IJ

IJ

山 由 美

IJ

舩

賛

成

者

ふるくぼ 和

子

議

員

柳 仙 台 市 議 会 議

橋 邦 長

彦

様

## 仙台市市税条例の一部を改正する条例

仙台 市市税 条 例 (昭和四十年仙台市条例第一号) の一部を次のように改正する。

号 又 に次 あ は同号又は第三号とする。)」 第十一条第一項中 0  $\mathcal{O}$ は て 一号を加える。 は 第 四号と 同号 又 は 第 「(鉱産税にあっ 鉱産 四号とす 税 を に 「(固 る。 あ 0 定 ては第一号とし、 て  $\bigcup$ 資 産 は に改め、 第 税 及 び 뭉 と 同項第三号を第四号とし、 軽 特別土地保有税及び事業所税にあって 自 特 動 別 車 税にあ 土 地 保 有 0 て 税 は 及 同項第二号の 第 一 び 事 号、 業 所 第二 税 次

Ξ 金 額 前 年の 以 下 項の 合計所得 で 規 あ 定に る 者 ょ で 金 ŋ 額 厚 が 市 生労 生 活 民 税 働 保  $\mathcal{O}$ 大 護法 納 臣 付 が が 昭昭 定 木 め 和二十 難 る で 保 あ 護 五. る  $\mathcal{O}$ 年法 と 基 市 律第百 長 を が 考 認 慮 兀 8 L +る 規 兀 ŧ 号) 則  $\mathcal{O}$ で 定 8 八 る 条

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置

2 成十八年度分までの 改正後の第十一 条の規定は、 個 人の市民税につい 平成十九年度以後の年度分の個人の市民税に ては、 なお従前の例による。 0 V て適用 平

理由

正する必要が 額 所得者 ある。 0 個 人 これが 0 市民 税 この条例案を提出する理由である。 の軽減を行 11 生活安定  $\mathcal{O}$ 助とするため、 現行条例  $\mathcal{O}$ 部を改